

令和6年第6回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年4月11日（木） 午後3時
- 2 開催場所 五所川原市中央公民館 2階 第一会議室
- 3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋	2番 山形 浩一
3番 角田 里美	4番 宮崎 尚彦
5番 伊藤 美穂子	6番 鳴海 正
7番 外崎 高逸	8番 乗田 栄一
9番 石岡 雅樹	10番 小林 達英
11番 佐藤 善一	12番 一戸 孝志
13番 工藤 昇	14番 佐藤 敬道
15番 相馬 孝雄	16番 柳原 一夫
17番 白戸 裕丈	18番 中谷 徳善

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第47号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第48号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第49号	農用地利用集積計画の決定について
議案第50号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第51号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第52号	耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について
報告第10号	農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
報告第11号	競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第12号	農用地利用集積等促進計画の認可について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業委員会事務局

局 長	一戸 武二
次 長	鈴木 秀人
農地係長	山田 竜太郎
主 査	藤元 大季

農業委員会金木支所

専任員	中谷 委弘
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	奈良 和之
-----	-------

司 会 ただ今から令和6年第6回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は20名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただきますことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、5番 伊藤 美穂子 委員、
6番 鳴海 正 委員のご兩名を指名いたします。
また、書記には奈良市浦支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、金木支所
中谷専任員をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年3月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会
を行い、高橋 茂推進委員と事務局であっせんにあたり、3条有償移転事業8件を
適正に処理しました。

令和6年3月28日午後4時から、乗田 栄一委員、一戸 孝志委員、工藤 昇委員
で五所川原北地区の法務局登記官照会1件。

令和6年4月5日13時30分から、今 貴洋委員、小林 達英委員、中谷 徳善
委員で金木地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第47号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転18件、無償所有権移転6件です。2ページをご覧ください。

1番 大字川山字千本、田3筆、合計7,970㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,610,000円の有償移転です。

2番 大字一野坪字麻ノ葉、田4筆、合計13,972㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額3,800,000円の有償移転です。

3番 大字浅井字西広、田2筆、合計7,083㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,400,000円の有償移転です。

4番 大字一野坪字馬繫、田3筆、合計6,991㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,400,000円の有償移転です。

5番 大字太刀打字柳川、田1筆、573㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額126,000円の有償移転です。

6番 大字太刀打字柳川、田2筆、合計13,419㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額2,953,000円の有償移転です。

7番 金木町嘉瀬上端山崎、田2筆、合計4,653㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額840,000円の有償移転です。

8番 相内桂川、田1筆、1,139㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 230,000 円の有償移転です。

- 9 番 大字川山字千本、田 2 筆、合計 317 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 47,000 円の有償移転です。
- 10 番 大字金山字盛山、畑 1 筆、5,346 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2,500,000 円の有償移転です。
- 11 番 大字小曲字豊里、畑 1 筆、343.44 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 30,000 円の有償移転です。
- 12 番 大字梅田字福浦、畑 2 筆、合計 4,542 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 340,650 円の有償移転です。
- 13 番 大字金山字千代鶴、畑 1 筆、6,584 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 150,000 円の有償移転です。
- 14 番 字雛田、田 2 筆、合計 764 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 3,820,000 円の有償移転です。
- 15 番 字雛田、田 1 筆、1,185 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 4,200,000 円の有償移転です。
- 16 番 大字俵元字重利、田 7 筆、合計 11,781 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 17 番 大字豊成字田子ノ浦、畑 2 筆、合計 968 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 18 番 金木町嘉瀬端山崎、田 1 筆、170 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5,000 円の有償移転です。

19番 金木町嘉瀬雲雀野、田1筆、805㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額200,000円の有償移転です。

20番 金木町中柏木鎧石、畑1筆、618㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額50,000円の有償移転です。

21番 金木町喜良市千苺ほか、田10筆、畑1筆、

合計14,974㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

22番 金木町沢部、畑1筆、145㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

23番 十三琴湖岳、畑5筆、合計1,877㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

24番 十三琴湖岳ほか、畑2筆、合計1,879㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第47号についての説明が終わりました。
はじめに、所有権移転16番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転16番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転16番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転16番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、7番 外崎 高逸委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転16番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご意義がないようですので、所有権移転16番について原案のとおり決定いたします。

7番 外崎 高逸委員の入室を許可いたします。

外崎委員 (入 室)

議 長 つづきまして、議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 12ページをご覧ください。

議案第48号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

13ページをご覧ください。

1番 大字唐笠柳字藤巻、田2筆、合計2,994㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は建売分譲です。

申請地は五所川原市役所から南東へ約1.7kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接し、宅地化の状況が住宅の用及び事業の用に供する施設が連坦している区域に近接する農地の区域で、10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

申請地周辺は宅地化が進んでおり、付近にはショッピングモールのほか商業施設が立地された区域で、住宅地としての利便性が良いことから、今回の申請に至りました。

土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、西側は宅地、南側は市道、北側は水路、東側に隣接する田については、土砂が流出しないようL型擁壁を設置します。雨水は、自然浸透処理、生活排水は合併浄化槽で処理した後、道路側側溝に排水するため、周辺農地に被害を及ぼすことがないと判断でき、また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、14ページをご覧ください。

議長 議案第48号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第48号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第48号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 15ページをご覧ください。

議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定60件、所有権移転3件です。

16ページ番号1番から48ページ60番までの利用権設定60件については、皆様のタブレットに配信しております調査書のとおり、各要件を満たしております。

49ページ番号1番から50ページ3番までの所有権移転3件については、あつせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第49号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、はじめに、所有権移転3番以外について審議いた

します。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転3番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転3番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、所有権移転3番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、14番 佐藤 敬道委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転3番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご意義がないようですので、所有権移転3番について原案のとおり決定いたします。

14番 佐藤 敬道委員の入室を許可いたします。

佐藤委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第50号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 51ページをご覧ください。

議案第50号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業

委員会の決定を求めるものであります。件数は1件です。

52ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字神山字山越、畑4筆、期間は6年。借賃は総額200,000円です。受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接しているためです。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議長 議案第50号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第50号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第51号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 53ページをご覧下さい。

議案第51号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。
青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は2件です。

1番 大字高瀬字鷹ノ爪、畑1筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番 金木町菅原、田4筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

議長 議案第51号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第51号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第51号について原案のとおり承認いたします。
つづきまして、議案第52号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参与 54ページをご覧ください。
議案第52号「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。

耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

55ページをご覧ください。

1番 太田山の井、畑1筆、59㎡

詳細について別の資料にて説明いたします。事前に配信しております「議案第52号別紙」をご覧ください。こちらは耕作放棄地に係る農地・非農地の判断対象地(参考資料)になります。

1ページは、令和6年3月26日に実施した利用状況調査で農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料です。

2ページは、非農地判断をした確認結果です。

非農地と判断した理由は、長年の休耕により森林の様相を呈しており、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については3ページをご覧ください。

議長 議案第52号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第52号について原案のとおり承認いたします。
以上、議案第47号から議案第52号まで全ての審議が終了いたしました。
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 現在「農用地利用集積計画の決定」の議案において、5分間の閲覧時間を設けておりますが、総会時間の短縮、事前にタブレットに配信している観点から、次回総会より、閲覧時間をなくし、すぐに審議に移りたいと思いますので、事前にお目通し下さるようお願いいたします。

議長 その他に何かございませんか。
以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。